

令和8年度 大学の設置者変更の認可申請一覧

1. 大学の設置者変更に伴う学校法人の解散の認可について：1件

設 置 者 名 【 旧 】 (所 在 地)	設 置 者 名 【 新 】 (所 在 地)	設 置 者 変 更 す る 学 校 (所 在 地)	備 考
学校法人 東北公益文科大学 (山形県酒田市)	公立大学法人 東北公益文科大学 (山形県酒田市)	東北公益文科大学 公益学部 公益学科(195) 3年次編入学定員(10) 国際学部 国際コミュニケーション学科(40) 東北公益文科大学大学院 公益学研究科 公益学専攻(30) 公益学研究専攻(4) (山形県酒田市) ※ () 内の数は入学定員	※公立大学法人東北公益文科大学の設立認可を前提に、同法人へ設置者変更する。 ※設置者変更に伴い、学校法人東北公益文科大学は解散する。 ※公立大学法人の設立については総務大臣及び文部科学大臣が認可し、大学の設置者変更及び学校法人の解散については文部科学大臣が認可する。